

田子町立小・中学校における
働き方改革プラン

令和7年1月

田子町教育委員会

はじめに

社会の急激な変化が進む中、学校を取り巻く環境はますます複雑化・多様化し、学校への期待や役割が増え続けています。そのような中、学校では多くの教職員の長時間勤務の実態が全国的に明らかになっており、心身の負担の増加や子どもと向き合う時間の減少など様々な課題の蓄積が懸念されています。

教職員にとって、子どもたちとともに過ごし、その成長を感じられることは、大きな喜びです。しかし、その中で教職員が自分の時間や健康を犠牲にし、疲弊していくのであれば、それは子どもたちのためにはなりません。学校における働き方改革とは、単に教職員の在校等時間の縮減を目的とするものではなく、在校等時間の縮減を通して、教職員が心身ともに健康で、心にゆとりを持ち、ワーク・ライフ・バランスを実現し、公私ともに充実した時間を送ることで、自身の人間性や創造性を高め、ひいては、教育活動にも良い影響として還元される、ここに学校における働き方改革の目的があると考えています。

このような中、青森県教育委員会は、令和2年3月に「学校における働き方改革プラン」を策定し、教職員のこれまでの働き方を見直し、子どもたちに対してより効果的な教育活動を行うことができるようになることを目指して、取組を進めております。

その結果、長時間勤務は減少しつつありますが、依然として、時間外在校等時間の上限を超える教職員が多数いる状態であり、長時間勤務の根絶に向けて、更なる取組を進める必要があることから、「学校における働き方改革プラン」を改定されております。

田子町教育委員会では、改定されたこの「学校における働き方改革プラン」に基づき、「田子町立小・中学校における働き方改革プラン」を策定し、関係機関と連携し、保護者や地域の方々の理解を得ながら、本プランに基づき、取組を着実に進めて参ります。

1 プランの策定に当たって

(1) 趣旨

本プランは、県教育委員会が実施する「学校における働き方改革」に向けた目標や取組内容を示すとともに、田子町教育委員会においても取り組む必要がある内容を示したものです。

各取組主体（県教育委員会、田子町教育委員会及び田子町立学校）の役割を明らかにし、県教育委員会と田子町教育委員会が連携しながら取組を進めます。

(2) 職場としての「学校」が目指す姿（プランの目的）

教職員が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現し、心身ともに健康で心にゆとりをもって働くことのできる職場環境を構築すること
教職員が子どもと向き合うことのできる時間を十分に確保し、やりがいをもって働くことのできる職場環境を構築することで、学校教育の質を維持、向上させること

昨今、教職員の精神性疾患が社会問題になっており、平成31年中央教育審議会の答申にあるとおり、教職員が、使命感による長時間勤務から健康を損ねるのであれば、それは子どものためにはなりません。

まずは、教職員が仕事と生活の調和を実現し、心身ともに健康で心にゆとりをもって働けることが前提であり、これにより、様々な経験を通して自らを研鑽できる機会を持てるようになることが、ひいては教職員自身の人間性・創造性を高め、更なる効果的な教育活動へとつながっていくものと考えます。

教職員にとって、子どもとともに過ごし、その成長を感じるものが職業的魅力であると言えることから、教職員が学習指導など本来の業務に注力できる時間を確保し、一層のやりがいを持って働くことのできる職場環境づくりを目指します。また、これにより、教職員が誇りを持って働くことで、魅力ある仕事であることが社会全体に再認識され、将来にわたって意欲と能力のある人材が教職員を志す人材となる好循環により、持続可能な学校指導・運営体制を構築し、学校教育の質の維持・向上につなげていきます。

2 在校等時間の上限方針

【原則】

時間外在校等時間を次に掲げる上限の範囲内とするため、業務量の適切な管理を行う。

1ヶ月 45時間以内

1年間 360時間以内

【例外】

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的または突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合は、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

【在校等時間について】

超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下及びを加え、及びを除いた時間を「在校等時間」という。

$$\text{「在校等時間」} = (\text{在校している時間} + \quad + \quad) - (\quad + \quad)$$

郊外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
テレワークの時間
勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間
休憩時間

教育職員：校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、講師、実習助手、
寄宿舎指導員

* 事務職員等については労働基準法第36条の規定が適用される。

上限方針は、職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものではない。また、職員が在校等時間について、形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、真に必要な学校教育活動をおろそかにすることがあってはならない。

超勤4項目： 校外実習その他生徒の実習に関する業務

修学旅行その他学校の行事に関する業務

職員会議に関する業務

非常災害の場合、児童または生徒の指導に関し、緊急の措置を必要とする場合、その他やむを得ない場合に必要業務

3 本町の状況（令和5年度）

（1）一人当たりの時間外在校等平均時間

（時間）

校種 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
小学校	59.7	69.4	70.0	49.8	24.6	58.8	58.1	58.2	46.9	39.9	59.8	64.3	54.9
中学校	63.3	65.8	73.6	61.5	35.3	65.5	66.2	56.1	56.1	48.1	54.9	48.3	57.9

（2）時間外在校等時間の区分

職員数（人）

小学校 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
45h以下	5	4	4	6	13	5	6	4	6	7	6	4	70 (44.9%)
45h超・80h以下	3	3	2	6	0	3	2	4	5	6	0	2	36 (23.1%)
80h超・100h以下	4	2	4	1	0	5	5	5	2	0	6	6	40 (25.6%)
100h超	1	4	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	10 (6.4%)

中学校 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
45h以下	4	3	1	4	8	2	2	4	4	7	5	8	52 (33.3%)
45h超・80h以下	8	7	7	7	5	7	8	7	6	5	6	2	75 (48.1%)
80h超・100h以下	0	1	3	0	0	2	2	2	3	1	2	3	19 (12.2%)
100h超	1	2	2	2	0	2	1	0	0	0	0	0	10 (6.4%)

- 一人当たりの時間外在校等時間は、小学校で月平均54.9時間、中学校で57.9時間となっており、それぞれ上限の45時間を小学校では約10時間、中学校では、約13時間を超えていることが分かった。

また、時間外在校等時間の区分では、45時間を超えている教育職員の割合は、小学校約55.1%、中学校66.7%となっている。さらに、100時間を超える月がある教育職員も複数名いることも分かった。

4 取組期間・目標等

取組期間 ・令和6年度から令和8年度まで（3年間）

本プランにおける目標

- ・ 小学校も中学校も半数以上の教育職員が上限を超える勤務時間となっていることを踏まえ、令和7年度までの当面の目標については、45時間を超えている教育職員の人数を20%削減することを目標とします。

中学校は、部活動地域移行の進捗状況を見ながら進めます。

令和5年度（現状）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	20%減	20%減	20%減

5 各取組主体の役割

教育委員会は、服務監督権者の立場から、所管する学校について、「教育職員の業務量の適切な管理や、その他の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置」を講じることを基本とし、各学校においては、所管の教育委員会が示す基本方針・実施計画等を参考に、校長のリーダーシップの下、実情に即した取り組みを進めます。

【教育委員会】

（役割）：所管の学校について

- ・ 働き方改革を推進するための基本方針等の策定、進捗管理
- ・ 在校等時間の把握の徹底
- ・ 学校への指導及び支援

【町立学校】

（役割）：校長のリーダーシップの下、服務監督教育委員会の基本方針に基づき、実情に即した取組の実行

6 具体的な取組

【教育委員会における取組】

（1）組織マネジメントに関する方策

P D C Aサイクルによる取組の推進

学校において、校長のリーダーシップの下、実情に即した具体的な取組を推進するため、以下について取り組みます。

ア 本プランを踏まえ、各学校の実情に即した働き方改革の目標を定めるよう校長に働きかけます。

イ 校長自らの業務目標において、学校における働き方改革や教職員の負担軽減に資する目標を盛り込むこととします。

教職員の在校等時間の把握の徹底

教職員の健康確保に向け、在校等時間を正確に把握するため、以下について取り組みます。

- ア 教職員の在校等時間について、ICTを活用した客観的な方法により把握します。
- イ 教職員の在校等時間の適切な把握のため、実際の時間より短い虚偽の時間を記録しないよう、または記録させないよう指導します。
- ウ アにより把握した在校等時間の状況を基に、長時間勤務の改善に向けた指導・助言を行います。

教職員のメンタルヘルス対策の充実

教職員の心の健康維持のため、以下について取り組みます。

- ア ストレスチェック制度を活用し、教職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、メンタルヘルス不調の防止に努めます。
- イ 公立学校共済組合と連携し、教職員のメンタルヘルス等健康相談事業の充実を図るとともに、その活用を促すための周知や円滑な運営に努めます。

(2) 働きやすい環境を構築するための方策

教職員の意識改革

教職員が、自身の仕事と生活の調和を意識するよう、以下について取り組みます。

学校における働き方改革に資する好事例等を周知し、意識の醸成に努めます。

保護者・地域住民等の理解・協力の下での取組の推進

「学校における働き方改革」を推進するためには、保護者・地域住民等の理解・協力が不可欠であるため、以下について取り組みます。

保護者、地域住民及び関係団体等に対し、あらゆる機会を活用して本プランの内容を深く周知し、理解と協力が得られるように努めます。

ワーク・ライフ・バランスの推進

勤務時間終了後に速やかに帰宅できる環境や、休暇を取得しやすい環境を構築するため、以下について取り組みます。

- ア 年次休暇の計画的な取得に関する通知の他、各種休暇制度や子育て支援制度について周知し、一層の理解を深めるように努めます。
- イ 学校閉庁日の設定日数の拡大について学校に働きかけるとともに、対象期間の拡大を検討します。
- ウ 修学旅行等の引率に係る四週間単位の変形勤務時間制の活用の推進を図るため、引き続き学校への周知に努めます。

(3) 部活動による負担を軽減するための方策

「部活動の指針」の徹底

部活動による負担を軽減するため、次のとおり取り組みます。

- ア 部活動の指針で定める休養日及び活動時間を遵守するよう、指導します。
- イ 大会や試合に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、参加する大会等の精選を学校に対し働きかけます。

部活動の地域移行の推進

中学校における休日の部活動の地域移行の推進を図ります。

(4) 成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策

ICT活用の推進

- ア 学籍や出欠、保健などの情報を管理する統合型校務支援システムについて効率的な運用を図ります。
- イ 学校と児童生徒・保護者の間における情報共有や連絡手段について、SNSなどを活用します。

事務処理の効率化

学校徴収集金（学校給食費を含む。）の徴収について、全ての学校において、原則として口座振替で実施されるよう、働きかけます。

【町立学校における取組】

(1) 組織マネジメントに関する方策

P D C A サイクルによる取組の推進

各学校において、校長のリーダーシップの下、実情に即した具体的な取組を推進する必要があることから、以下について取り組みます。

毎年度初めに、本プランの内容を踏まえて、各学校の実情に即した業務量の削減や効率化に係る具体的な取組を設定し、教職員間で共通認識を図るとともに、年度末に取組状況を振り返ります。

(取組例)

- ・ワーク・ライフ・バランス推進目標や学校経営方針で働き方改革の具体的な目標を定める。
- ・学校働き方改革に関する指針等を定める。

教職員の在校等時間の把握の徹底

教職員の健康確保に向けて、勤務実態を正確に把握するため、以下について取り組みます。

ア 教職員の在校等時間について、ICTを活用した客観的な方法により把握します。

イ 教職員の在校等時間の適切な把握のため、実際より短い虚偽の時間を記録しないよう教職員に対して指導します。

ウ アにより把握した学校全体の在校等時間の状況を教職員と共有するとともに、職員会議等で働き方改革の取組の方向性を協議するなど、教職員の過重労働による健康障害の防止に努めます。

エ 時間外在校等時間が慢性的に月80時間以上となっている教職員については、その要因の把握を行うとともに、当該教職員や関係職員等と協議し、業務量の削減や平準化等の具体的対策を講じます。

(2) 働きやすい環境を改善するための方策

教職員の意識改革

教職員一人一人が、自身の健康や勤務時間を意識した働き方ができるよう、校内会議や個別面談等の機会を活用して、働き方改革の目的の共有を図るなど、意識改革を行います。

職員間の信頼関係構築

職場環境の風通しを良くし、円滑なコミュニケーションにより心理的負担軽減を図るため、以下について取り組みます。

- ア 気兼ねなく相談や情報交換ができるよう、教職員同士のコミュニケーションの向上や風通しの良い職場の実現を図ります。
- イ 校内で起こった問題について、教職員同士のコミュニケーションを図り、組織として問題を解決する体制を築きます。
- ウ ハラスメントを防止し、メンタルヘルスに理解のある職場づくりに努めます。

ワーク・ライフ・バランスの実現

- ア 年次休暇の計画的利用の推進や各種休暇、子育て支援制度について周知し、休暇の利用を促進します。
- イ 「ノー残業デー」を設定するなど、勤務時間を意識した働き方改革の推進に努めます。
- ウ 学校閉庁日について、年間4日以上の設定を目標とし、積極的な設定に努めます。
- エ 修学旅行等の引率業務や、学校の管理下において児童生徒を指導する文化祭・体育祭等の学校行事・事前準備等において、通常の勤務時間外に業務を行わせる必要がある場合、当該業務に従事する職員の勤務開始・終了時間を調整して割り振るなど、柔軟な勤務時間の割振りを行います。

(取組例)

- ・教職員の個別の事情を考慮しながら、一人一人に休暇の取得を促す。
- ・学校閉庁日を夏季休業期間のほか、年末年始の休日の前後に1日ずつ設定する。

教職員間の業務の平準化

教職員の希望、在校等時間の状況及び校務分掌の繁忙期等を考慮し、業務量が偏らないよう、校務分掌の調整を行います。

(取組例)

- ・分掌を教務系・指導系等でグループ分けし、繁忙期は分掌の枠を超え、グループ単位で業務の平準化を図る。
- ・主担当・副担当間の業務を明確にし、分掌内で共通理解を図る。

保護者や地域の人材等との連携・協働

- ア 学校評議員制度や学校運営協議会を効果的に活用し、学校と地域との連携を推進することにより、保護者や地域住民等の理解と協力が得られるよう努めます。
- イ 地域の優れた指導力や知識等を持つ人材の掘り起こしに努め、学習指導、生徒指導、その他の校務について、地域の人財等の活用を推進します。
- ウ 地域の人材等の有効な活用について、教職員間で共通理解を図ります。
- エ 地域の人材等に対して、学校が求める指導内容を伝え、共通理解を図ります。

(取組例) ・スクール・サポート・スタッフの積極的な活用が図られるよう、依頼する業務内容や方法について教職員間で共通理解を図る。

(3) 部活動による負担を軽減するの方策

「部活動の指針」の徹底

- ア 部活動の指針で定める休養日及び活動時間に関する基準を順守します。
- イ 部活動の適正化や指針の浸透を図るため、顧問や部活動指導員等に対し、研修会への参加を促進します。
- ウ 生徒の教育上の意義や生徒・顧問の負担を考慮し、参加する大会等を精査します。
- エ 保護者等に対して、部活動の活動方針や活動計画について説明し共通理解を図ります。

複数担当制の工夫

部活動の指導や生徒引率は、教職員間で分担して対応します。

(取組例) ・部活動の指導について、曜日を決めて分担する。

(4) 会議・打合せを効率化するための方策

会議等の運営方法の工夫

- ア 配布資料は、必要に応じてグループウェア等を活用し、教職員がいつでも閲覧できるようにします。
- イ 校内の会議・打合せは、必要性を精査した上で実施し、配布資料は必要最小限とします。
- ウ 年間計画に位置付ける等、会議の時間帯の割振り等を工夫します。
- エ 校外の会議等を主宰する場合は、Web会議システムの活用等を検討した上で実施します。
- オ 会議・打合せへの出席者は、必要最小限の人数にするとともに、効率的な運営に努めます。

(5) 成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策
校務へのICT活用の推進

- ア 児童生徒・保護者等から学校への連絡方法について、学校の実情に応じてICTの活用を検討します。
- イ 学校から児童生徒・保護者等に対する連絡事項やアンケート調査等は、グループウェアやWebアンケートフォームなど、ICTの活用を検討します。
- ウ 配布資料は、必要に応じてグループウェア等を活用し、教職員がいつでも閲覧できるようにします。【(4) アで既出】
- エ 校外の会議等を主宰する場合は、Web会議システムの活用等を検討した上で実施します。【(4) エで既出】

調査等への対応

毎年度実施される調査等については、共有フォルダに前年度の回答を残すほか、調査に回答する際の回答方法や手順を記録に残すなどにより、職員が誰でも調査に回答できるような環境を整えます。

口座振替の完全実施

学校徴収金（学校給食費含む。）の徴収は、保護者の理解を得た上で、原則として口座振替により行います。

(6) 学校行事の負担を軽減するための方策
学校行事等の見直し

- ア 学校行事は、学校・地域の実態を踏まえ、在り方を検討し、実施します。
- イ 学校行事の実施に当たり、児童生徒や教職員の過度な負担とならないよう、活動内容や活動時間、指導の在り方等を検討し、職員間で共通理解を図ります。
- ウ 学校行事の実施に当たり、保護者・地域住民の要望等への配慮に努めながら、学校・家庭・地域住民がそれぞれ行うべきこと等の仕分けを行い、業務分担を図ります。

田子町教育委員会における取組と田子町立学校における取組

方策 各取組	田子町教育委員会における取組	田子町立学校における取組
<p>1 組織マネジメントに関する方策</p>	<p>P D C Aサイクルによる取組の推進 ア 本プランを踏まえ、各学校の実情に即した働き方改革の目標を定めるよう校長に働きかける。 イ 校長が自らの業務目標において、学校における働き方改革や教職員の負担軽減に資する目標を盛り込む。</p> <p>教職員の在校等時間の把握の徹底 ア 教職員の在校等時間について、I C Tを活用した客観的な方法により把握する。 イ 教職員の在校等時間の適切な把握のため、実際の時間より短い虚偽の時間を記録しないよう、または記録させないよう指導する。</p> <p>教職員のメンタルヘルス対策の充実 ア ストレスチェック制度を活用し、教職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、メンタルヘルス不調の防止に努める。 イ 公立学校共済組合と連携し、教職員のメンタルヘルス等健康相談事業の充実を図るとともに、その活用を促すための周知や円滑な運営に努める。</p>	<p>P D C Aサイクルによる取組の推進 ア 毎年度初めに、本プランの内容を踏まえて、各学校の実情に即した業務量の削減や効率化に係る具体的な取組を設定し、教職員間で共通認識を図るとともに、年度末に取組状況を振り返る。</p> <p>教職員の在校等時間の把握の徹底 ア 教職員の在校等時間について、I C Tを活用した客観的な方法により把握する。 イ 教職員の在校等時間の適切な把握のため、実際より短い虚偽の時間を記録しないよう教職員に対して指導する。 ウ アにより把握した学校全体の在校等時間の状況を教職員と共有するとともに、職員会議等で働き方改革の取組の方向性を協議するなど、教職員の過重労働による健康障害の防止に努める。 エ 時間外在校等時間が慢性的に月80時間以上となっている教職員については、その要因の把握を行うとともに、当該教職員や関係職員等と協議し、業務量の削減や平準化等の具体的対策を講じる。</p>
<p>2 働きやすい環境を構築するための方策</p>	<p>教職員の意識改革 ア 学校における働き方改革に資する好事例等を周知し、意識の醸成に努める。</p> <p>保護者・地域住民等の理解・協力の下での取組の推進 ア 保護者、地域住民及び関係団体等に対し、あらゆる機会を活用して本プランの内容を深く周知し、理解と協力が得られるように努める。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの推進 ア 年次休暇の計画的な取得に関する通知の他、各種休暇制度や子育て支援制度について周知し、一層の理解を深めるように努める。 イ 学校閉庁日の設定日数の拡大について学校に働きかけるとともに、対象期間の拡大を検討する。 ウ 修学旅行等の引率に係る四週間単位の変形勤務時間制の活用の推進を図るため、引き続き学校への周知に努める。</p>	<p>教職員の意識改革 ア 教職員一人一人が、自身の健康や勤務時間を意識した働き方ができるよう、校内会議や個別面談等の機会を活用して、働き方改革の目的の共有を図るなど、意識改革を行う。</p> <p>職員間の信頼関係構築 ア 気兼ねなく相談や情報交換ができるよう、教職員同士のコミュニケーションの向上や風通しの良い職場の実現を図る。 イ 校内で起こった問題について、教職員同士のコミュニケーションを図り、組織として問題を解決する体制を築く。 ウ ハラスメントを防止し、メンタルヘルスに理解のある職場づくりに努める。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの実現 ア 年次休暇の計画的利用の推進や各種休暇、子育て支援制度について周知し、休暇の利用を促進する。 イ 「ノー残業デー」を設定するなど、勤務時間を意識した働き方改革の推進に努める。 ウ 学校閉庁日について、年間4日以上の設定を目標とし、積極的な設定に努める。 エ 修学旅行等の引率業務や、学校の管理下において児童生徒を指導する文化祭・体育祭等の学校行事・事前準備等において、通常の勤務時間外に業務を行わせる必要がある場合、当該業務に従事する職員の勤務開始・終了時間を調整して割り振るなど、柔軟な勤務時間の割り振りを行う。</p> <p>教職員間の業務の平準化 ア 教職員の希望、在校等時間の状況及び校務分掌の繁忙期等を考慮し、業務量が偏らないよう、校務分掌の調整を行う。</p>
<p>3 部活動による負担を軽減するための方策</p>	<p>「部活動の指針」の徹底 ア 部活動の指針で定める休養日及び活動時間を遵守するよう、指導する。 イ 大会や試合に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、参加する大会等の精選を学校に対し働きかける。</p> <p>部活動の地域移行の推進 ア 中学校における休日の部活動の地域移行の推進を図る。</p>	<p>「部活動の指針」の徹底 ア 部活動の指針で定める休養日及び活動時間に関する基準を順守する。 イ 部活動の適正化や指針の浸透を図るため、顧問や部活動指導員等に対し、研修会への参加を促進する。 ウ 生徒の教育上の意義や生徒・顧問の負担を考慮し、参加する大会等を精査する。 エ 保護者等に対して、部活動の活動方針や活動計画について説明し共通理解を図る。</p> <p>複数担当制の工夫 ア 部活動の指導や生徒引率は、教職員間で分担して対応する。</p>

<p>4 会議・打合せを効率化するための方策</p>	<p>会議等の運営方法の工夫 ア 各校ごとに会議等の運営方法を工夫し、効率的な運用を図る。</p>	<p>会議等の運営方法の工夫 ア 配布資料は、必要に応じてグループウェア等を活用し、教職員がいつでも閲覧できるようにする。 イ 校内の会議・打合せは、必要性を精査した上で実施し、配布資料は必要最小限とする。 ウ 年間計画に位置付ける等、会議の時間帯の割振り等を工夫する。 エ 校外の会議等を主宰する場合は、Web 会議システムの活用等を検討した上で実施する。 オ 会議・打合せへの出席者は、必要最小限の人数にするとともに、効率的な運営に努める。</p>
<p>5 成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策</p>	<p>ICT活用の推進 ア 学籍や出欠、保健などの情報を管理する統合型校務支援システムについて効率的な運用を図る。 イ 学校と児童生徒・保護者の間における情報共有や連絡手段について、SNSなどを活用する。</p> <p>事務処理の効率化 ア 学校徴収金（学校給食費を含む。）の徴収について、全ての学校において、原則として口座振替で実施されるよう、働きかける。</p>	<p>校務へのICT活用の推進 ア 児童生徒・保護者等から学校への連絡方法について、学校の実情に応じてICTの活用を検討する。 イ 学校から児童生徒・保護者等に対する連絡事項やアンケート調査等は、グループウェアやWebアンケートフォームなど、ICTの活用を検討する。 ウ 配布資料は、必要に応じてグループウェア等を活用し、教職員がいつでも閲覧できるようにする。 エ 校外の会議等を主宰する場合は、Web会議システムの活用等を検討した上で実施します。</p> <p>調査等への対応 ア 毎年度実施される調査等については、共有フォルダに前年度の回答を残すほか、調査に回答する際の回答方法や手順を記録に残すなどにより、職員が誰でも調査に回答できるような環境を整える。</p> <p>口座振替の完全実施 ア 学校徴収金（学校給食費含む。）の徴収は、保護者の理解を得た上で、原則として口座振替により行う。</p>
<p>6 学校行事の負担を軽減するための方策</p>	<p>学校行事の見直し ア 学校・地域の実態を踏まえ、在り方等を検討し、実施するよう働きかける。</p>	<p>学校行事等の見直し ア 学校行事は、学校・地域の実態を踏まえ、在り方を検討し、実施する。 イ 学校行事の実施に当たり、児童生徒や教職員の過度な負担とならないよう、活動内容や活動時間、指導の在り方等を検討し、職員間で共通理解を図る。 ウ 学校行事の実施に当たり、保護者・地域住民の要望等への配慮に努めながら、学校・家庭・地域住民がそれぞれ行うべきこと等の仕分けを行い、業務分担を図る。</p>
<p>7 外部対応による負担を軽減するための方策</p>	<p>校外の会議・研修の見直し ア 県教育委員会が実施している会議・研修等について、会議への出席が教職員の過度な負担とならないよう、在り方を検討した上で実施する。 イ 会議等の実施に当たっては、参加に係る移動時間の負担軽減や効率化を図るため、Web会議システムの活用やオンデマンド配信を活用する。</p> <p>学校運営上のトラブルに対応する教職員の負担軽減 ア 外部対応等に係る教職員の負担軽減を図るためのスクールロイヤーを配置し、速やかに派遣するとともに、活用事例等の情報共有を図る。</p>	<p>校外の会議・研修への対応 ア 会議・研修の内容を確認し、学校事情等を考慮した上で、参加可能かどうかを検討する。</p> <p>スクールロイヤーの活用 ア 外部対応等に係る教職員の負担軽減を図るためのスクールロイヤーの活用事例等を情報収集し、情報共有した上で今後の活用について検討する。</p>

	教育委員会における取組	町立学校における取組
1 組織マネジメントに関する方策	<p>P D C Aサイクルによる取組の推進</p> <p>ア 本プランを踏まえ、各学校の実情に即した働き方改革の目標を定めるよう校長に働きかける。</p> <p>イ 校長が自らの業務目標において、学校における働き方改革や教職員の負担軽減に資する目標を盛り込む。</p> <p>教職員の在校等時間の把握の徹底</p> <p>ア 教職員の在校等時間について、ICTを活用した客観的な方法により把握する。</p> <p>イ 教職員の在校等時間の適切な把握のため、実際の時間より短い虚偽の時間を記録しないよう、または記録させないよう指導する。</p> <p>教職員のメンタルヘルス対策の充実</p> <p>ア ストレスチェック制度を活用し、教職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、メンタルヘルス不調の防止に努める。</p> <p>イ 公立学校共済組合と連携し、教職員のメンタルヘルス等健康相談事業の充実を図るとともに、その活用を促すための周知や円滑な運営に努める。</p>	<p>P D C Aサイクルによる取組の推進</p> <p>ア 毎年度初めに、本プランの内容を踏まえて、各学校の実情に即した業務量の削減や効率化に係る具体的な取組を設定し、教職員間で共通認識を図るとともに、年度末に取組状況を振り返る。</p> <p>教職員の在校等時間の把握の徹底</p> <p>ア 教職員の在校等時間について、ICTを活用した客観的な方法により把握する。</p> <p>イ 教職員の在校等時間の適切な把握のため、実際より短い虚偽の時間を記録しないよう教職員に対して指導する。</p> <p>ウ アにより把握した学校全体の在校等時間の状況を教職員と共有するとともに、職員会議等で働き方改革の取組の方向性を協議するなど、教職員の過重労働による健康障害の防止に努める。</p> <p>エ 時間外在校等時間が慢性的に月80時間以上となっている教職員については、その要因の把握を行うとともに、当該教職員や関係職員等と協議し、業務量の削減や平準化等の具体的対策を講じる。</p>
2 働きやすい環境を構築するための方策	<p>教職員の意識改革</p> <p>ア 学校における働き方改革に資する好事例等を周知し、意識の醸成に努める。</p> <p>保護者・地域住民等の理解・協力の下での取組の推進</p> <p>ア 保護者、地域住民及び関係団体等に対し、あらゆる機会を活用して本プランの内容を深く周知し、理解と協力が得られるように努める。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>ア 年次休暇の計画的な取得に関する通知の他、各種休暇制度や子育て支援制度について周知し、一層の理解を深めるように努める。</p> <p>イ 学校閉庁日の設定日数の拡大について学校に働きかけるとともに、対象期間の拡大を検討する。</p> <p>ウ 修学旅行等の引率に係る四週間単位の変形勤務時間制の活用の推進を図るため、引き続き学校への周知に努める。</p>	<p>教職員の意識改革</p> <p>ア 教職員一人一人が、自身の健康や勤務時間を意識した働き方ができるよう、校内会議や個別面談等の機会を活用して、働き方改革の目的の共有を図るなど、意識改革を行う。</p> <p>職員間の信頼関係構築</p> <p>ア 気兼ねなく相談や情報交換ができるよう、教職員同士のコミュニケーションの向上や風通しの良い職場の実現を図る。</p> <p>イ 校内で起こった問題について、教職員同士のコミュニケーションを図り、組織として問題を解決する体制を築く。</p> <p>ウ ハラスメントを防止し、メンタルヘルスに理解のある職場づくりに努める。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの実現</p> <p>ア 年次休暇の計画的利用の推進や各種休暇、子育て支援制度について周知し、休暇の利用を促進する。</p> <p>イ 「ノー残業デー」を設定するなど、勤務時間を意識した働き方改革の推進に努める。</p> <p>ウ 学校閉庁日について、年間4日以上を設定を目標とし、積極的な設定に努める。</p> <p>エ 修学旅行等の引率業務や、学校の管理下において児童生徒を指導する文化祭・体育祭等の学校行事・事前準備等において、通常の勤務時間外に業務を行わせる必要がある場合、当該業務に従事する職員の勤務開始・終了時間を調整して割り振るなど、柔軟な勤務時間の割り振りを行う。</p>
3 部活動による負担を軽減するための方策	<p>「部活動の指針」の徹底</p> <p>ア 部活動の指針で定める休養日及び活動時間を遵守するよう、指導します。</p> <p>イ 大会や試合に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、参加する大会等の精選を学校に対し働きかけます。</p> <p>部活動の地域移行の推進</p> <p>ア 中学校における休日の部活動の地域移行の推進を図ります。</p>	<p>「部活動の指針」の徹底</p> <p>ア 部活動の指針で定める休養日及び活動時間に関する基準を順守します。</p> <p>イ 部活動の適正化や指針の浸透を図るため、顧問や部活動指導員等に対し、研修会への参加を促進します。</p> <p>ウ 生徒の教育上の意義や生徒・顧問の負担を考慮し、参加する大会等を精査します。エ 保護者等に対して、部活動の活動方針や活動計画について説明し共通理解を図ります。</p> <p>複数担当制の工夫</p> <p>ア 部活動の指導や生徒引率は、教職員間で分担して対応します。</p>
4 会議・打合せを効率化するための方策		<p>会議等の運営方法の工夫</p> <p>ア 配布資料は、必要に応じてグループウェア等を活用し、教職員がいつでも閲覧できるようにします。</p> <p>イ 校内の会議・打合せは、必要性を精査した上で実施し、配布資料は必要最小限とします。</p> <p>ウ 年間計画に位置付ける等、会議の時間帯の割り振り等を工夫します。</p> <p>エ 校外の会議等を主宰する場合は、Web会議システムの活用等を検討した上で実施します。</p> <p>オ 会議・打合せへの出席者は、必要最小限の人数にするとともに、効率的な運営に努めます。</p>
5 成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策	<p>ICT活用の推進</p> <p>ア 学籍や出欠、保健などの情報を管理する統合型校務支援システムについて効率的な運用を図ります。</p> <p>イ 学校と児童生徒・保護者の間における情報共有や連絡手段について、SNSなどを活用します。</p> <p>事務処理の効率化</p> <p>ア 学校徴収金（学校給食費を含む。）の徴収について、全ての学校において、原則として口座振替で実施されるよう、働きかけます。</p>	<p>校務へのICT活用の推進</p> <p>ア 児童生徒・保護者等から学校への連絡方法について、学校の実情に応じてICTの活用を検討します。</p> <p>イ 学校から児童生徒・保護者等に対する連絡事項やアンケート調査等は、グループウェアやWebアンケートフォームなど、ICTの活用を検討します。</p> <p>ウ 配布資料は、必要に応じてグループウェア等を活用し、教職員がいつでも閲覧できるようにします。</p> <p>エ 校外の会議等を主宰する場合は、Web会議システムの活用等を検討した上で実施します。</p> <p>調査等への対応</p> <p>毎年度実施される調査等については、共有フォルダに前年度の回答を残すほか、調査に回答する際の回答方法や手順を記録に残すなどにより、職員が誰でも調査に回答できるような環境を整えます。</p> <p>口座振替の完全実施</p> <p>ア 学校徴収金（学校給食費含む。）の徴収は、保護者の理解を得た上で、原則として口座振替により行います。</p>

6 学校行事の負担を軽減するための方策

学校行事等の見直し
ア 学校行事は、学校・地域の実態を踏まえ、在り方を検討し、実施します。
イ 学校行事の実施に当たり、児童生徒や教職員の過度な負担とならないよう、活動内容や活動時間、指導の在り方等を検討し、職員間で共通理解を図ります。
ウ 学校行事の実施に当たり、保護者・地域住民の要望等への配慮に努めながら、学校・家庭・地域住民がそれぞれ行うべきこと等の仕分けを行い、業務分担を図ります。